

# 信濃町投票区再編計画（案）

令和8年6月

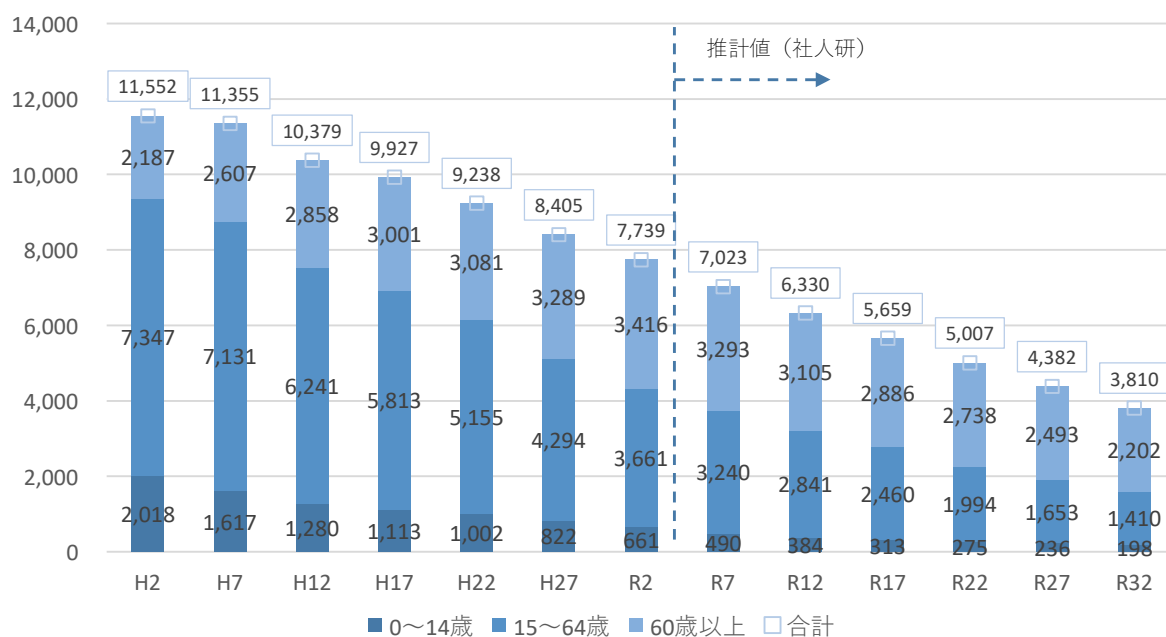
信濃町選挙管理委員会

# 1 はじめに

本町の人口は、昭和 35 年（1960 年）の 13,703 人をピークに減少に転じ、令和 2 年（2020 年）では 7,739 人となっています。昭和 35 年（1960 年）と比較すると 5,964 人が減少しています。

また、将来人口推計では、30 年後の令和 32 年（2050 年）には 3,810 人まで減少すると見込まれています。（図表 1）

（図表 1）年齢 3 区分別人口推計



出典：第 6 次長期振興計画後期基本計画 令和 2 年まで国勢調査、令和 7 年以降 国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」（令和 5 年度推計）

一方で当町の選挙における投票区については、正確な記録が残る昭和 61 年の選挙時点で、現在と同じ 15 投票区が設置されていました。

しかし、40 年以上が経過する中で、選挙を取り巻く環境は大きく変化してきました。人口減少による有権者数の減少や、公職選挙法改正に伴う平成 15 年からの「期日前投票制度」の普及、平成 28 年から可能となった町内のどの投票区でも投票できる「共通投票所制度」の新設などの制度改革が行なわれてきました。

また、選挙執行にあたる人員確保の課題も深刻化しています。高齢化の影響により、投票管理者及び投票立会人の選任が困難となり、さらに定員適正化計画に基づく町職員数の減少が進んだことで、事務に従事する職員の確保が難しくなっています。

こうした課題を解決するためには、有権者が投票しやすい環境を整備すると同時に、町全体で投票区の設置基準を見直し、投票区の再編を検討することが求められています。

## 2 投票区（投票所）の現状と課題

### （1）投票区（投票所）

現在、当町の投票区は15カ所で、柏原エリアは第1投票区から第3投票区、第10投票区で4カ所、富士里エリアは第4投票区から第6投票区で3カ所、古間エリアは第7投票区から第9投票区で3カ所、野尻エリアは第11投票区と第12投票区で2カ所、古海エリアは第13投票区から第15投票区で3カ所となります。（図表2）

また、投票所として使用する施設については、公共施設で3カ所、地区集会所等で12カ所となっており、地域の自治集会所等を借り上げて投票所として対応している箇所が多くあります。

しかし、一部の地区集会所等ではバリアフリーへの対応、駐車場の確保が困難な場所もあり高齢者や障がい者が投票しやすい環境確保や改善が求められている状況です。

（図表2）信濃町投票区（令和7年現在：15投票区）

投票区	投票所	行政区
第1投票区	信濃町立総合会館	町1～18、黒姫団地
第2投票区	仁之倉構造改善センター	仁の倉1～5、柏原、黒姫
第3投票区	赤渋研修集会センター	赤渋、熊倉、長水、瑞穂
第4投票区	板橋公会堂	板橋、北信、富が原
第5投票区	御料公会堂	中村、御料、原、落合
第6投票区	富士里支館	石橋、高山、稲附、宮の越、辻屋、中島、落影
第7投票区	南仲町農業生活改善センター	甲上町、上町、上島、仲町、南仲町、旭町、多町、小古間、針の木
第8投票区	東町集会所	吹野、戸草、東町、船岳上、船岳下、南町、諏訪の原、水穴、緑の村
第9投票区	柴津東農業生活改善センター	柴津西、柴津東、荒瀬原下、荒瀬原上
第10投票区	大平農業生活改善センター	町19、大平、貫の木、六月、深雪
第11投票区	野尻湖支館	野尻1～7、本道、土橋
第12投票区	山桑生活改善センター	山桑、黒姫保養地、高沢
第13投票区	古海集会所	古海1～8
第14投票区	菅川集会所	菅川
第15投票区	熊坂生活改善センター	赤川、熊坂、柄山

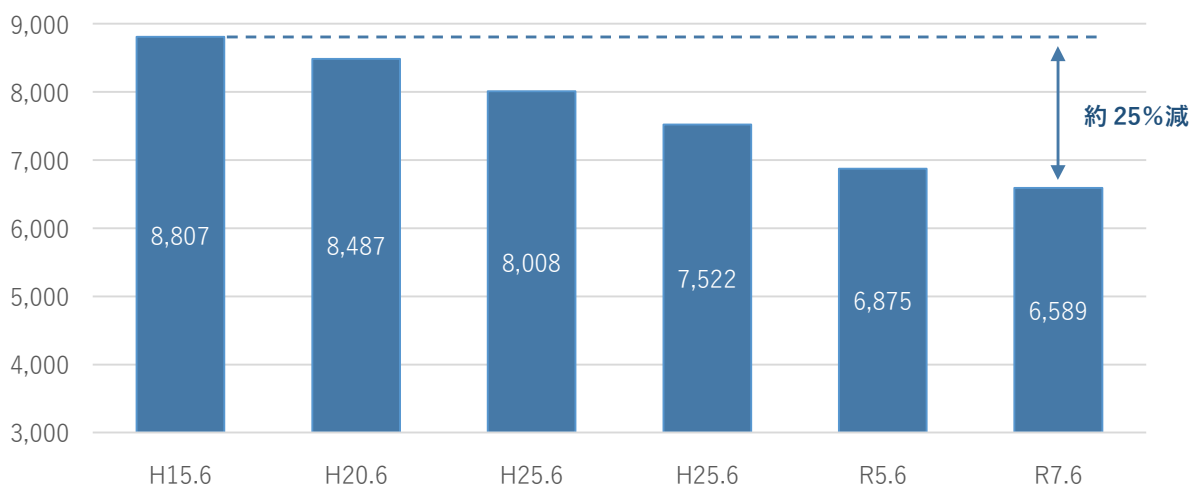
## (2) 有権者の推移

本町の選挙人名簿登録者数（有権者）は平成15年で8,807人から令和7年では6,589人となり22年間で2,218人、約25%が減少しています。（図表3）

直近の選挙では令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、有権者数6,565人であり、町内15カ所の投票区の中で有権者数が最も多い投票区は第1投票区（総合会館）で1,450人、最も少ない投票区で第14投票所（菅川集会所）で33人となっており約43倍の差となっています。（図表4）

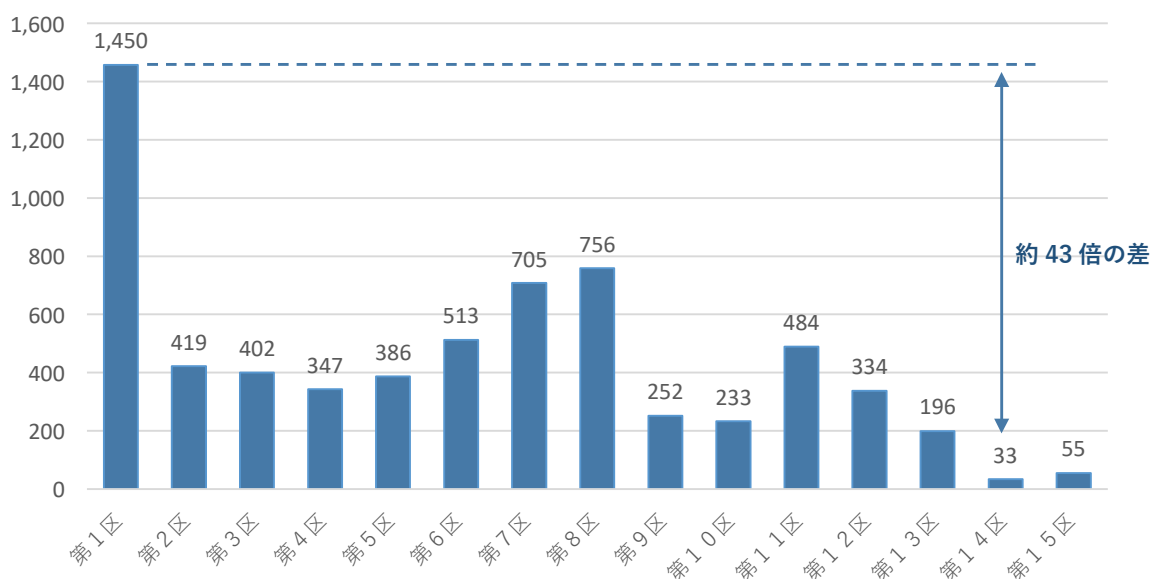
また、第1投票所除く14投票所が有権者1,000人未満の投票区となっています。

（図表3）有権者数の推移



各年の数値は6月定時選挙人名簿登録者数

（図表4）各投票区ごとの有権者数



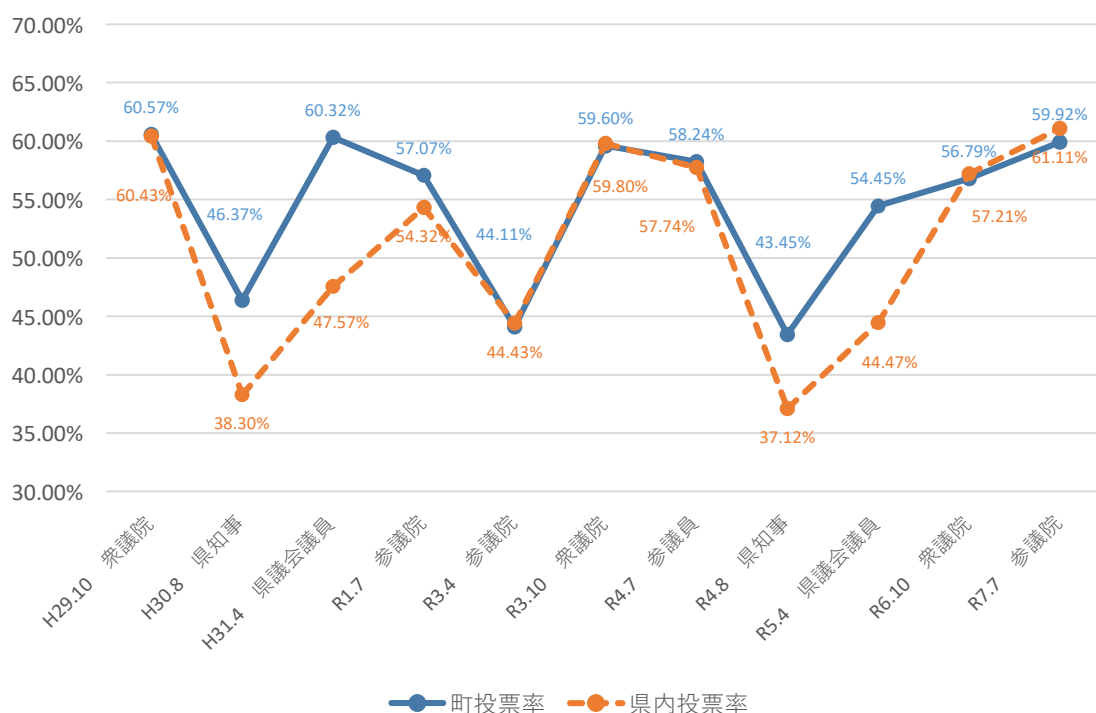
数値は令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙

### (3) 投票率の推移

投票率は、平成 29 年の衆議院議員総選挙で 60.57%で令和 6 年度と同選挙で 56.79%で、令和 7 年度の参議院議員通常選挙では 59.92%となり相対的に減少傾向にあるものと考えます。

また、長野県内との比較では、選挙の種別により開きがあるものの、直近の 2 つの選挙は県内投票率を下回るものとなっています。(図表 5)

(図表 5) 各選挙ごとの投票率の推移



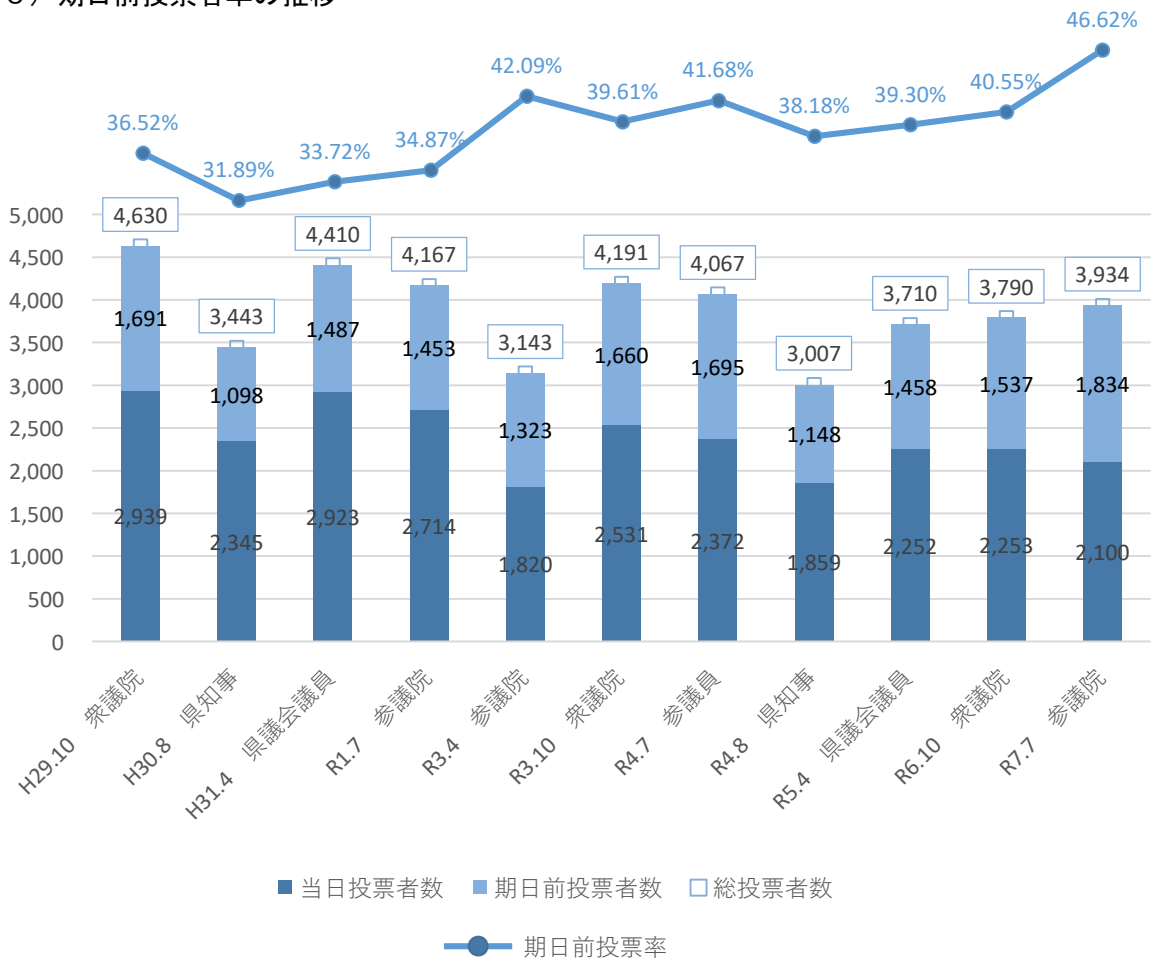
※平成 30 年 11 月・令和 4 年 11 月信濃町長選挙、令和 3 年 3 月・令和 7 年 3 月信濃町議会議員一般選挙は無投票であるため記載なし

### (4) 期日前投票所

期日前投票制度は、選挙日当日に仕事や旅行、出産、入院などの理由で投票所に足を運べない方が、投票日前に投票できる仕組みです。この制度は以前の不在者投票と比較して手続きが簡素化されており、投票日当日の投票方式とほぼ同じ方法で、投票用紙を直接投票箱に入れることが可能です。

当町では、平成 16 年に信濃町役場を期日前投票所として設置して以来、この制度の周知を積極的に進めてきました。その結果、制度は広く浸透し、期日前投票の利用率は年々高くなっています。令和 7 年 7 月に実施された参議院議員通常選挙では、投票者総数 3,934 人のうち 1,834 人が期日前投票を利用し、その割合は 46.62%を占めております。(図表 6)

(図表6) 期日前投票者率の推移



(5) 投票管理者・投票立会人及び選挙事務従事者

選挙執行に関しては、公職選挙法の規定に基づき、投票管理者1名および投票立会人3名（投票区によっては2名）の選任が必要となります。しかしながら、地域によっては人口減少や高齢化の影響により、長時間にわたり投票事務や投票を監視する役割に対する負担が大きくなり、適任者の選任が困難になってきています。

さらに、行政改革等による町職員の減少に伴い、選挙事務従事者の確保も難しくなっています。

その結果、選挙執行に必要な人員の不足は選挙運営全体に支障をきたす恐れが生じつつあり、全国的に見ても年々その困難さが顕在化している状況です。

### 3 投票区再編の目的

前段の現状と課題で挙げた課題の解決のため、町内の人口動態に対応しつつ、投票環境の整備と有権者の利便性の向上を図るとともに、より効率的な選挙の管理・執行に努めるため、次の5点を目的に投票区を再編し、新たな選挙の執行環境を整えることとします。

- ① 人口規模や社会情勢に対応した投票区の適正化
- ② 投票立会人及び投票事務従事者の削減
- ③ 選挙執行経費の縮減
- ④ 高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化や駐車場の確保による投票所施設環境の向上
- ⑤ 共通投票所制度の導入による投票環境・利便性の向上

### 4 投票区再編の基本方針

投票区の再編にあたっては次の4点を基本的な考え方をします。

- ① 旧小学校単位を基本とした再編を行い、投票区を5つに集約します。
- ② 再編後の各投票区の投票所は、安全に車両が駐車できるスペースが確保され、かつ、バリアフリー化がされており、また、オンライン化に対応した光ファイバー回線等が常設された公共施設を基本とします。
- ③ 再編後、投票所の廃止により投票所までの距離が遠くなることを勘案し、移動支援等による投票機会の確保を図ります。
- ④ 町内のどの投票所でも投票できる「共通投票所」を導入し、利便性の向上を図ります。

## 5 投票区再編の計画内容

### (1) 投票区の再編

再編の目的・基本方針を踏まえ、次のように投票区（投票所）の再編を行います。

#### 再編前



#### 再編後

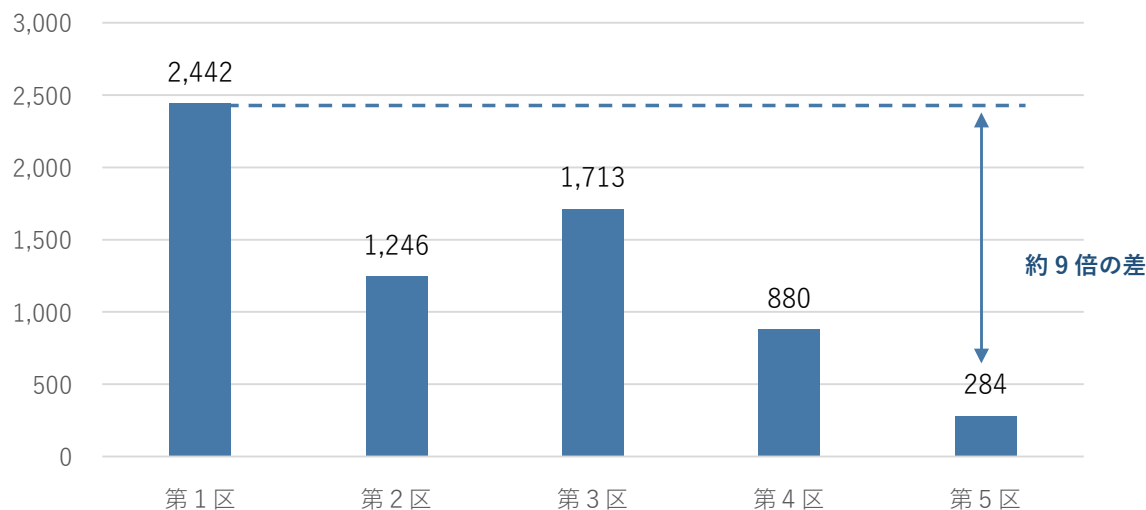


(図表7) 再編前と再編後の投票区・投票所

再編前		再編後		
投票区	投票所	投票区	投票所	行政区
第1区	信濃町立総合会館	第1区	信濃町立総合会館	町1~18、黒姫団地、仁の倉1~5、柏原、黒姫、赤渋、熊倉、長水、瑞穂、町19 ※ 大平、貫の木
第2区	仁之倉構造改善センター			
第3区	赤渋研修集会センター			
第4区	板橋公会堂	第2区	富士里支館	板橋、北信、富が原、中村、御料、原、落合、石橋、高山、稲附、宮の越、辻屋、中島、落影
第5区	御料公会堂			
第6区	富士里支館			
第7区	南仲町農業生活改善センター	第3区	信濃町地域交流施設	甲上町、上町、上島、仲町、南仲町、旭町、多町、小古間、針の木、吹野、戸草、東町、船岳上、船岳下、南町、諏訪の原、水穴、緑の村、柴津西、柴津東、荒瀬原下、荒瀬原上
第8区	東町集会所			
第9区	柴津東農業生活改善センター			
第10区	大平農業生活改善センター ※	第4区	野尻湖支館	野尻1~7、本道、土橋、山桑、黒姫保養地、高沢 ※ 六月、深雪
第11区	野尻湖支館			
第12区	山桑生活改善センター			
第13区	古海集会所	第5区	古海集会所	古海1~8、菅川、赤川、熊坂、柄山
第14区	菅川集会所			
第15区	熊坂生活改善センター			

※再編前の第10投票区の大平農業集落センターは再編後、第1投票区と第4投票区に分かれる。

(図表8) 再編後の各投票区ごとの有権者数



## (2) 共通投票所の設置

再編後の投票所では、5カ所すべての投票所を共通投票所として設置し、有権者はいずれの投票区でも投票ができる仕組みを構築します。

## (3) ポスター掲示場の見直し

選挙ポスター掲示場は、公職選挙法施行令第111条の規定により、投票区ごとに6カ所から9カ所の設置が必要であり再編前の投票区では法定設置数は110カ所です。

投票所の再編に伴い、選挙ポスター掲示場の投票区ごと法定設置数も変更となることから投票所の再編と併せて選挙ポスター掲示場の設置数・設置場所も見直すことといたします。

再編前	再編後（予定）
110カ所	43カ所

## (4) 移動支援等の検討

再編後に投票所が廃止されることで、新たな投票所までの距離が遠くなり、移動が困難になる可能性を考慮し、廃止される投票所には期日前投票期間中に移動式投票所を設置します。この移動式投票所は2日に分けて1回設置され、投票機会の確保を図ります。

廃止となる投票所	日にち	投票時間
大平農業生活改善センター	1日目	8：30～9：15
山桑生活改善センター		9：45～10：30
赤渋研修集会センター		11：00～11：45
仁之倉構造改善センター		13：00～13：45
板橋公会堂		14：15～15：00
御料公会堂		15：30～16：15
南仲町農業生活改善センター	2日目	9：00～9：45
東町集会所		10：15～11：00
柴津東農業生活改善センター		11：30～12：15
菅川集会所		13：30～14：15
熊坂生活改善センター		14：45～15：30

※上記は現時点での（案）のため詳細は実際の選挙前にお知らせします。

また、廃止となる投票区の有権者を中心に期日前投票期間中はデマンドタクシー「ふれあいコスモス号」等の利用に対し乗車料金を無料とすることにより、交通手段の確保も検討していきます。

## 6 投票区再編の効果

前段の再編計画により以下の効果が期待されます。

投票区はこれまでの15カ所から5カ所へと統合されます。それに伴い、有権者数は最大投票区（第1投票区）で2,442人、最小投票区（第5投票区）で284人となります。この結果、現在の投票所における有権者数の分布差が約43倍だったものが、再編後には約9倍へと縮小される見込みです。

投票所については、地域の自治集会所などからの借り上げを最小限に抑えるため、第5投票区（古海集会所）を除く4カ所はすべて公共施設を使用する予定です。これらの公共施設は広い駐車場を備えており、障がい者専用の駐車スペースを確保することが可能です。これにより、高齢者や障がいのある方々にとって利用しやすく、安全な投票環境が整えられます。

また、共通投票所を導入することで、有権者が通勤や買い物の途中で最寄りの投票所を利用できるようになり、利便性が大幅に向上します。

さらに、選挙運営の効率化も図られ、投票管理者が15人から5人に、投票立会人が44人から15人に、事務従事者が49人から28人に削減され、合計で60人の人員を減らす計画です。

選挙ポスター掲示場についても現行の110カ所から43カ所へと見直しを行います。

これらの取り組みにより、選挙執行の経費削減が期待されます。具体的には、投票管理者報酬、投票立会人報酬、事務従事者手当、選挙ポスター掲示場設置費などが減少し、1回の選挙にかかる執行経費約1,000万円のうち、約200万円（約20%）が削減される見込みです。

## 7 投票区再編の実施時期

再編準備や周知期間を十分に確保し、令和9年4月に執行予定である「長野県議会議員選挙」以降の選挙において実施することを予定しています。